

水循環に関する法令

1 水循環基本法（2014年4月2日公布）

（前文）

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきた。（中略）

このような現状に鑑み、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠である。

ここに、水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この法律を制定する。

（中略）

（定義）

第二条 この法律において「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。

（中略）

（基本理念）

第三条 水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならない。

2 水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。

3 水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならない。

4 水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならない。

5 健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

（後略）

2 静岡県地下水の採取に関する条例(最終改正 2018 年 3 月 28 日公布)

(目的)

第1条 この条例は、地下水の採取に関し、基本理念を定め、特定の区域内において地下水の採取の規制等の必要な措置を講ずることにより、地下水の採取に伴う障害の防止及び地下水の水源の保全を図るとともに、地下水の適正かつ持続的な利用を図り、もって県民生活の安定向上及び本県経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(基本理念)

第2条の2 第1条に規定する措置は、次に掲げる基本理念にのっとり、講ずるものとする。

- (1) 地下水については、水循環の過程において、県民生活及び本県経済に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと。
- (2) 地下水が県民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、地下水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての県民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと。
- (3) 地下水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるように配慮されなければならないこと。

(後略)